

			事業名	主な取り組み	課 名	令和3年度の取り組み予定 (内容・時期)	実績	自 己 評 価 (効果・期待)	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)
【消費生活の環境基盤整備】 1—1 関係機関との連携の強化	(1) 関係機関とのネットワークの強化	1	市役所内ネットワークの強化	総合的な取り組みができるように、市役所内関係部署などが横断的に連携し、ネットワークの強化を図り、消費生活の基盤整備を推進します。多重債務者問題などのトピックスをテーマとした市役所内研修や連絡会を開催することで、関係部署相互の理解と連携を促進します。	消費生活センター	特別相談及び庁内・外の研修の部局を超えて情報を共有する。 また、多重債務問題庁内連絡会などを定期的に実施する。	下記の会議へ参加し情報共有を図った。 ・包括的な地域福祉ネットワーク会議 書面会議 1回参加(12月) ・生活困窮者自立支援ネットワーク会議 1回参加(1月) また、11月、多重問題庁内連絡会(17課中15課、22人参加)を実施し、日本貸金業協会講師による研修を行った。	会議に参加し、生活自立支援課と情報共有を行った。 11月には多重債務問題庁内連絡会を開催し、外部講師を招いて「カウンセリングの手法を用いた相談対応」についての講義を聞き、参加者同士でロールプレイングを体験した。 各所管での対応についても情報共有を行った。 消費生活相談員1名が連絡会に参加し、連絡会の内容をほかの相談員に伝達することができた。	引き続き会議に参加し、関係所管との情報共有、連携に努めていく。 多重債務問題庁内連絡会を10月頃開催予定。 定期的に開催することにより、関係所管との連携を深めていく。
		2	地域のネットワークづくり	地域のコミュニティ機能のさらなる向上を目指し、警察、町会・自治会、商店会、商工会議所、民生委員児童委員協議会、高齢者あんしん相談センターなどのネットワークづくりに取り組みます。	消費生活センター	高齢者あんしん相談センター、シニアクラブ連合会などへの消費生活に関する情報提供・情報収集を実施し、高齢者あんしん相談センター定例会、シニアクラブ連合会常任理事会等に参加しネットワークを形成する	・国・都・市の消費生活に関する情報を高齢者あんしん相談センターに情報提供を行った。 4月～3月(毎月) ・サロン(支えあい事業運営団体)等を対象に「高齢者見守り講座」の案内と啓発活動を10か所実施した。 ・民生委員会長会(7月)、高齢者あんしん相談センター定例会(6月、10月、11月)において「高齢者見守り講座」の啓発を実施。 ・シニアクラブ連合会常任理事会(令和3年4月現在 95クラブ 15支部)啓発(台町市民センター)6月、7月、8月に啓発注意喚起情報を提供した。	・高齢者あんしん相談センター21か所に高齢者見守りのための注意喚起情報の提供を行い、最新情報の共有に努めた。提供した情報がセンターの発行物に引用されるなど活用された。 ・サロン(支えあい事業運営団体)、シニアクラブ、民生委員児童委員などの会合や代表者宅に出向いて「高齢者見守り講座」の案内と啓発活動を行い、会員の意識向上に努めた。	高齢者あんしん相談センター定例会(高齢者福祉課)、民生委員会長会(福祉政策課)、シニアクラブ連合会などの開催情報をキャッチし、効果的に情報発信を行い、連携の強化を図る。
		3	消費者団体への支援	安全・安心な消費生活が実現できるように、八王子市消費者団体連絡会を中心に、情報交換や地域の消費者団体などへの活動支援・連携強化を図ります。	消費生活センター	消費者団体連絡会や市内の消費者団体への活動支援・連携強化及び消費者団体連絡会への加入促進を図る。 ・消費者団体連絡会:3回	消費者団体連絡会を開催し、最新情報の交換を行った。また、消費生活フェスティバルをWebにより開催し、消費生活情報を提供したほか、各種講座を実施することにより、学習の機会を提供した。 ・消費者団体連絡会:2回開催	連絡会で各団体の活動報告や今後の予定など情報・意見交換し、各々の活動展開の参考となった。 団体の活動の中で、消費生活センターが開催する消費生活講座のPRの機会を作っていたことで、講座の周知範囲が広がった。	消費者団体への活動支援・連携強化を行いながら、連絡会への加入促進を図る。
		4	警察との連携強化	悪質商法や詐欺などに対しては、警察など関係機関と連携強化を図ります。	消費生活センター	防犯対策連絡会やイベントへの参加を通して、情報交換・情報共有を行い関係機関との連携を強化する。	新型コロナウイルス感染拡大防止のため会議やイベントの開催が中止となり、対面での情報共有を行う機会は減少したが、消費生活審議会においてはオブザーバーとして警察からの参加を依頼し、情報提供・共有を図り連携を強化した。 ・第1回消費生活審議会開催(6月28日)	警察から消費生活審議会へオブザーバー参加をしてもらい、被害の実態、被害防止のための取り組みやアドバイスをもらうことにより、実態の共有や情報交換をすることができ、相互の連携を強化することができた。	会議やイベントへの参加を通して情報交換・情報共有を行い、関係機関との連携を強化する。
	防犯課				前年同様に自動通話録音機を購入し、警察署や民生委員、ケアマネージャー等と協力しながら特殊詐欺被害に遭った方、被害に遭いそうな高齢者世帯を主な対象として貸与する。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等の啓発の場が減っているため、非接触型であらゆる媒体を通じて、被害に遭いやすい高齢者の子や孫世代への啓発も強化する。	・メール配信回数:71回(特殊詐欺等に関する防犯情報) ・特殊詐欺多発地域の町会自治会へ特殊詐欺啓発チラシの掲示・回覧依頼、またチラシのポスティング等 ・防犯指導員による活動回数:131回 ・自動通話録音機貸与台数:360台(令和3年度(2021年度)) ・八王子市役所本庁舎行政情報掲示板にて、警察が作成した特殊詐欺の注意喚起(静止画・DVD)を放映、チラシ・ポスターの設置 ・特殊詐欺啓発動画を作成し、市ホームページに掲載(WEB消費生活フェスティバル)	警察署などの関係機関と連携しながら、各種対策を行ってきたものの、特殊詐欺被害は依然として猛威を振るっている状況のため、注意啓発の対象を広げ、またその方法をさらに工夫するなど、より一層の取り組みを行い、更なる被害防止を図る。 令和3年(2021年)市内特殊詐欺被害 約1億4,200万円 75件 (参考)令和2年(2020年) 約1億4,500万円 81件	前年同様に自動通話録音機を購入し、警察署やケアマネージャー等と協力しながら特殊詐欺被害に遭った方、被害に遭いそうな高齢者世帯を主な対象に積極的に貸与する。 また、新型コロナウイルス感染症の影響により、イベント等の啓発の場が減っているため、非接触型であらゆる媒体を通じて、被害に遭いやすい高齢者の子や孫世代への啓発も強化する。	
	(2) 事業者、商店会等との連携強化	1	商店街活性化の推進	地域での買い物の環境が充実することで、商店街が地域コミュニティの核としての役割を果たし、互いに顔の見える安心できる消費生活の環境が促進できるよう、地域商店街の活性化を推進します。	産業政策課	大型店が出店する機会などに、商店会連合会への加入を促していくとともに、現在未加入の商店会にも引き続き加入を促していく。4月～3月	新型コロナウイルス感染症拡大防止により、訪問活動の自粛により加入促進活動ができなかった。	訪問活動の自粛により、加入促進活動ができなかったが、団体の会合等の機会に商店会連合会の存在をPRした。	引き続き、商店街の会合等の機会に商店会連合会の存在をPRし、加入促進につなげる。
		2	事業者指導の実施	食の安全に関する知識と理解の推進として、許可更新時における事業者向けの講習会や実務者講習会を通じて、食中毒防止、食品の取り扱い、食の安全に関する情報提供と指導を実施します。	生活衛生課	・事業者向け講習会(毎月) ・実務者講習会(2回、7・11月) ※新型コロナウイルスの影響のため変更の可能性あり。	事業者向け講習会および7月の実務者講習会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため書面開催とした。また11月の実務講習会は、Webにて11月および2月に計4日間開催した。	・市ホームページを通じ、事業者に食中毒予防等に必要な知識や対応方法を情報提供した。 ・食品衛生上の観点から、事業者に対する指導は継続的に実施していく必要がある。	・事業者向け講習会(毎月) ・実務者講習会(2回、7・11月) ※新型コロナウイルスの影響のため変更の可能性あり。
		3	事業者への啓発	商店会や商工会議所とも連携し、事業者に対して、法令遵守、消費者への適切な情報提供について啓発を行います。	消費生活センター	市域を4分割し、引き続き立入検査を実施するとともに、商店会などと連携し、法令順守、啓発を推進する。 実施時期:9月 検査地域:南西地域	製品安全4法及び家庭用品品質表示法に基づき、販売店で陳列・販売されている商品に、適切な表示がされているかの立入検査を実施した際に、表示に関する冊子の配付や説明を行い、販売時における法的責務の再確認を促した。 検査時期:11・12月 検査地域:南西地域 電気用品:7店舗(31機種) ガス用品:3店舗(6機種) 液化石油ガス器具:2店舗(4機種) 消費生活用製品:3店舗(7機種) 家庭用品:5店舗(59品目)	立入検査を実施し、事業者に対しPSマークの説明を行うなど、販売店の表示に対する認識の向上を図ることができた。	市域を4分割し、引き続き立入検査を実施するとともに、商店会などと連携し、法令順守、啓発を推進する。 実施時期:9月 検査地域:北東地域
		4	商店会、商工会議所との連携	商店会や商工会議所など、地域の経済団体の実施するイベントに参加し、消費者に身近なところで消費生活センターや消費生活に関する様々な情報を提供していきます。	消費生活センター	団体との現状報告を行い、連携の機会を検討していく。	商店会・商工会議所などが行うイベントの準備を行っていたが、新型コロナウイルス感染拡大のため中止され、消費生活センターや消費生活に関する情報提供を市民に対して行うことができなかったが、イベント準備会議や審議会等を通して団体の役員と現況の情報交換を行った。	商店会連合会や商工会議所との関係をつくり、情報交換を行う機会を持てた。	今後も情報交換や連携の機会を絶やさないようにする。
					産業政策課	新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況下で、情報提供の方法を見直し・検討していく。4月～3月	新型コロナウイルス感染症拡大防止により、イベントを中止または規模を縮小しての開催としたため、情報提供をする機会がなかった。 情報提供の方法を見直し、検討までには至らなかった。	情報提供の方法を見直し、検討に至らなかった。	各団体のイベントの実施状況をみながら、情報提供の方法などを検討していく。4月～3月

			事業名	主な取り組み	課 名	令和3年度の取り組み予定 (内容・時期)	実績	自 己 評 価 (効果・期待)	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)
【消費生活の環境基盤整備】 1―2 安心できる市内消費環境づくり	備「―続」 1―1消費生活の 関係強化 の環境と基盤 の連整	「―続」 (2)事業者、 との連携強化 、商店会等	計量業務を通じての事業者との連携	中核市移行で権限委譲された「計量業務」を実施する機会を利用して、個人営業店を含めた事業者への情報提供及び情報収集を積極的に行い連携の強化を図ります。	消費生活センター	計量法に基づくはかりの定期検査、商品量目立入検査の機会を利用し、計量制度の周知啓発を行い、事業者と一体となった正確な計量の実施の確保に努める。 定期検査実施期間：5月～8月 立入検査実施時期：(前期)6月～8月 (後期)10月～12月	法令に基づくはかりの定期検査を実施した。 商品量目立入検査については、新型コロナウイルス感染拡大防止により中止としたが、代わるものとして、クイズ形式による量目関連チラシを作成・配付し、啓発・情報提供を行った。 【定期検査】 検査期間：5～8月 検査戸数：626件 検査個数：はかり 1,515個 分銅・おもり347個 【立入検査】 新型コロナウイルス感染拡大防止により中止	はかりの定期検査を実施し、正確な計量の実施を確保した。また、新型コロナウイルス感染拡大防止により商品量目立入検査を中止したため、代わるものとして、クイズ形式による量目関連チラシを作成・配付し、啓発・情報提供を行い、適正な計量の重要性を伝えることができた。	計量法に基づくはかりの定期検査、商品量目立入検査の機会を利用し、計量制度の周知啓発を行い、事業者と一体となった正確な計量の実施の確保に努める。 定期検査実施期間：4月～8月 立入検査実施時期：(前期)6月～8月 (後期)10月～12月
	【消費生活の環境基盤整備】 1―2 安心できる市内消費環境づくり	(1)情報の収集と効果的な発信	1 事故情報などの迅速な提供	商品の重大事故などが発生した場合は、消費者庁をはじめ関係機関と連携し、市民への迅速な情報提供を行います。	消費生活センター	引き続き、関係機関と連携を図り、市ホームページ、SNSやポスター・チラシなどで市民への迅速な情報提供に努める。	・センターでの相談のうち重大事故等に該当する案件について、消費者庁への通知を行った。(4件) ・消費者事故等(生命・身体被害分野)の通知手順について定め当該案件が発生した時は消費者庁に通知するよう庁内に周知した結果、関係所管から2件の消費者事故情報が寄せられた。 ・重大事故等に関する国や都からの通知を、関係所管にメールを転送するなど、迅速な情報提供に努めた。	消費者事故等の通知が庁内に周知され、重大事故等の通知が担当所管から直接消費者庁になされて、報告が上がっている。	消費者事故等の通知手順については4年度末をめどに再度発信する。今後も定期的(2年に一度程度)に情報を発信し、人事異動があっても対応が途切れないよう努める。
			2 市民への安全情報の提供	商品やサービスの安全性について、国や東京都など関係機関と連携して、適宜、市ホームページ等により情報提供を行うとともに、消費生活講座などを通じて市民に情報提供を行います。	消費生活センター	引き続き、関係機関からの注意喚起情報などを市ホームページ、SNSやポスター、チラシなどで市民への情報提供を行う。 新型コロナウイルスの状況を鑑みながら、出前講座や消費生活講座を実施し、市民に情報提供を行う。	・関係機関からの注意喚起情報などを館内や本庁にポスター掲示したり、チラシを配架するなど、市民への情報提供に努めた。 ・新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら出前講座や消費生活講座等を実施し、市民に情報提供を行うことができた。 出前講座(4回 66名) 消費生活教育講座(1回 48名) 消費生活講座・消費生活講演会(5回 115名)	注意喚起情報を適宜発信することで、危険から身を守るための啓発が効果的にできた。	引き続き、関係機関からの注意喚起情報など、市民への情報提供を行う。 新型コロナウイルスの状況に注視しながら、講座を実施し、市民への情報提供を行う。
			3 関係機関との情報共有	消費者庁、(独)国民生活センター、東京都消費生活総合センター、警察などの関係機関への迅速な情報提供や相談に関する連携が悪徳商法などへの対応には不可欠なため、各機関との連携を緊密にし、適切かつ迅速な情報提供を行います。	消費生活センター	引き続き、関係機関への情報提供や相談に関する連携を行い、情報共有を図る。	・東京都と連携して「高齢者悪質商法被害防止キャンペーン」を実施し、市内公共機関等へリーフレットを配布し、情報共有に努めた。 ・「高齢者見守り講座」の周知・案内のため民生・児童委員協議会、高齢者あんしん相談センター、高齢者サロン等へリーフレット、案内チラシ(申込書兼ねる)を配布し、併せて市内公共機関等へリーフレットを配布し、情報共有に努めた。 ・東京都と連携して「若者悪質商法被害防止キャンペーン」を実施し情報共有を図った。 ・シニアクラブ連合会常任理事会(令和3年4月現在 95クラブ 15支部)において啓発。6月、7月、8月に注意喚起情報を提供した。	関係機関への迅速な情報提供や相談に関する連携が、効果的にできた。 今後もネットワークの強化を図っていく必要がある。	引き続き、関係機関への情報提供や相談に関する連携を行い、情報共有を重ねていくことでネットワークの強化を図る。
			4 知識の普及・啓発	消費生活啓発推進委員と共に消費者の消費生活に関する知識の普及に取り組みます。	消費生活センター	消費生活啓発推進委員と協働で各フェスティバルでの消費生活に関する知識の普及に取り組む。また、消費生活ニュースやくらしのレポートにより、定期的に情報提供を行う。 さらに、東京都消費者月間実行委員会、消費生活啓発推進委員会、消費生活センターの共催により、講演会を実施して知識の普及に努める。 ・環境フェスティバル：(新型コロナウイルス感染拡大防止により中止) ・生涯学習フェスティバル：10月 ・月間講演会八王子会場：11月 ・消費生活フェスティバル：2月(Web開催) ・消費生活ニュース：毎月発行 12回 ・くらしのレポート：4・12・3月号発行 3回 ・広報「消費生活特集号」発行	消費生活啓発推進委員会と協働で「消費生活ニュース」や「くらしのレポート」を作成し、消費生活に関する知識の普及に取り組んだ。 ・環境フェスティバル：新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 ・生涯学習フェスティバル：新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 ・消費生活フェスティバル：3/1～31 Web開催 ホームページ閲覧数 1,222件 ・月間講演会八王子会場：11/30 56名 ・消費生活ニュース：毎月発行 12回 ・くらしのレポート：4・7・12月号発行 3回 ・広報「消費生活特集号」発行	消費生活フェスティバルをWebで開催することにより、消費生活情報を長期にわたり提供することができた。また、月間講演会では、コロナ禍において参加者にタイムリーな情報を提供することができた。 そのほか、消費生活ニュース、くらしのレポートを消費生活啓発推進委員会と共に発行し、最新の消費生活情報の提供と知識の普及を図ることができた。	消費生活啓発推進委員と協働で各フェスティバルでの消費生活に関する知識の普及に取り組む。また、消費生活ニュースやくらしのレポートにより、定期的に情報提供を行う。 さらに、東京都消費者月間実行委員会、消費生活啓発推進委員会、消費生活センターの共催により、講演会を実施して知識の普及に努める。 ・環境フェスティバル：6月 ・生涯学習フェスティバル：10月 ・月間講演会八王子会場：11月 ・消費生活フェスティバル：2月 ・消費生活ニュース：毎月発行 12回 ・くらしのレポート：4・12・3月号発行 3回 ・広報「消費生活特集号」発行
			5 消費生活ニュース、くらしのレポートの発行	定期的に「消費生活ニュース」、「くらしのレポート」の発行を行い、消費生活に関する情報を提供します。	消費生活センター	「消費生活ニュース」と「くらしのレポート」の発行により、消費生活に関する情報を提供する。 ・消費生活ニュース：毎月発行 12回 R3.4～R4.3月号 ・くらしのレポート：7・12・3月号発行 3回	「消費生活ニュース」と「くらしのレポート」の発行により、消費生活に関する情報を提供する。 ・消費生活ニュース：原則毎月発行 12回 R3.4～R4.3月号 ・くらしのレポート：4・7・12月号発行 3回	消費生活ニュースでは、消費生活相談に多く寄せられた内容に関する啓発などを取り上げ、町会や高齢者あんしん相談センターなどの回覧などにも利用された。また、SNSでの発信を見てのご意見なども市民から寄せられた。	「消費生活ニュース」や「くらしのレポート」の認知が一層進むよう、内容の充実や周知を図る。
			1 食の安全確保と情報提供	食品衛生法に基づく必要な食品検査を実施し、食の安全確保に取り組めます。また、市民や事業者に対する講習会や講座、広報などを通して食の安全・安心に関する知識と理解の促進を図ります。	生活衛生課	・食品検査(随時) ・事業者向け講習会(毎月) ・実務者講習会(2回、7・11月) ・街頭相談(1回、10月) ・出前講座 ※新型コロナウイルスの影響のため変更の可能性あり。	・市内で製造及び流通する食品検査を176検体実施した。 ・事業者向け講習会および7月の実務者講習会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面開催とした。また11月の実務講習会は、Webにて11月および2月に計4日間開催した。 ・10月に食に関する街頭相談を八王子食品衛生協会と共催する予定だったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため開催しなかった。 ・市民からの依頼による出前講座は、依頼がなかった。	・市内で製造及び流通する食品について検査を実施し、安全確保に努めるとともに、結果を市民に公表し、安全安心の推進に寄与することが出来た。 ・事業者向け講習会は、市ホームページを通じ、食の安全・安心に関する情報提供をに行うことが出来た。	・食品検査(随時) ・事業者向け講習会(毎月) ・実務者講習会(2回、7・11月) ・街頭相談(1回、10月) ・出前講座 ※新型コロナウイルスの影響のため変更の可能性あり。

			事業名	主な取り組み	課 名	令和3年度の取り組み予定 (内容・時期)	実績	自 己 評 価 (効果・期待)	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)
	品・サービスの確保	2	住まいの相談会の実施	住まいの安全を確保するために、木造住宅の耐震診断、増改築や修繕などの相談会を実施します。	住宅政策課	継続実施 ・住宅増改築相談：月～金(8時30分～17時) ・住まいのなんでも相談会：毎月(2日～5日間)	市民が安心して住宅のリフォーム相談が出来るよう市内の施工業者の団体を紹介する「住宅増改築相談」を実施した。 また、本庁舎市民ロビーで市内の施工業者団体による「住まいのなんでも相談会」を実施した。 ・住宅増改築相談： 41件 ・住まいのなんでも相談会：開催日数 31日 相談件数 68件 ・耐震フェア(耐震フェア会場内で、住まいのなんでも相談会を開催) :開催日数 2日 相談件数 4件 来場者数 127名	市の事業として実施することで、市民が安心して住宅に関する相談をすることができている。	継続実施 ・住宅増改築相談：月～金(8時30分～17時) ・住まいのなんでも相談会：毎月(2日～5日間)

第2期八王子市消費生活基本計画・八王子市消費者教育推進計画 令和3年度取り組み実施状況

(資料2)

			事業名	主な取り組み	課 名	令和3年度の取り組み予定 (内容・時期)	実績	自 己 評 価 (効果・期待)	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)
1―2―「統一」安心で生活できる市内消費環境づくり	(3) 適正な表示、適正な取引の実現	1	商品の表示に関する検査・指導の実施	製品安全4法及び家庭用品品質表示法に基づく立入検査と必要に応じて表示の指導を行います。立入時には事業者への啓発として、表示に関する冊子の配付や販売時の法的責務の再確認などを行います。	消費生活センター	市域を4分割し、引き続き立入検査を実施するとともに、商店会などと連携し、法令順守、啓発を推進する。 ・実施時期:9月 ・検査地域:南西地域	製品安全4法及び家庭用品品質表示法に基づき、販売店で陳列・販売されている商品に、適切な表示がされているかの立入検査を実施した際に、表示に関する冊子の配付や説明を行い、販売時における法的責務の再確認を促した。 検査時期:11・12月 検査地域:南西地域 ・電気用品:7店舗(31機種) ・消費生活用製品:3店舗(7機種) ・ガス用品:3店舗(6機種) ・家庭用品:5店舗(59品目) ・液化石油ガス器具:2店舗(4機種)	立入検査を実施し、事業者に対しPSマークの説明を行うなど、販売店の表示に対する認識の向上を図ることができた。	市域を4分割し、引き続き立入検査を実施するとともに、商店会などと連携し、法令順守、啓発を推進する。 実施時期:9月 検査地域:北東地域
		2	適正な計量に関する検査・指導の実施	中核市移行に伴い権限移譲された計量業務に関して、商店や事業所において取引等に使用するはかりの定期検査、商品量目立入検査等を行います。また、様々な媒体により、適正な計量の重要性に関する啓発や情報提供を行います。	消費生活センター	計量法に基づくはかりの定期検査、商品量目立入検査の機会を利用し、計量制度の周知啓発を行い、事業者と一体となった正確な計量の実施の確保に努める。 定期検査実施期間:5月～8月 立入検査実施時期:(前期)6月～8月(後期)10月～12月 買取検査実施時期:12月	法令に基づくはかりの定期検査を実施した。商品量目立入検査については、新型コロナウイルス感染拡大防止により中止としたが、代わるものとして、クイズ形式による量目関連チラシを作成・配付し、啓発・情報提供を行った。 【定期検査】 検査期間:5～8月 検査戸数:626件 検査個数:はかり 1,515個 分銅・おもり347個 【立入検査】 新型コロナウイルス感染拡大防止により中止 【買取検査】 ・実施時期:3月 ・検査品目数:2品目 ・検査品名:紅茶 ・検査個数:20個	はかりの定期検査を実施し、正確な計量の実施を確保した。また、新型コロナウイルス感染拡大防止により商品量目立入検査を中止したため、代わるものとしてクイズ形式による量目関連チラシを作成・配付し、啓発・情報提供を行い、適正な計量の重要性を伝えることができた。	計量法に基づくはかりの定期検査、商品量目立入検査の機会を利用し、計量制度の周知啓発を行い、事業者と一体となった正確な計量の実施の確保に努める。 定期検査実施期間:4月～8月 立入検査実施時期:(前期)6月～8月(後期)10月～12月 買取検査実施時期:3月
「消費者教育の推進」2―1 自立し、行動する消費者市民を育む取り組み	(1) 効果的な啓発・情報提供の推進	1	多様な形態での情報提供	市広報・市ホームページ、テレメディア、消費生活ニュース、くらしのレポートなどの多様な情報媒体を活用し、消費者及び事業者に分かりやすく、適切な情報を伝えます。また、若者を中心に普及しているSNSの活用など、効果的で迅速な情報提供に取り組みます。	消費生活センター	市広報・市ホームページ、テレメディア、消費生活ニュース、くらしのレポートなどの多様な情報媒体を活用し、積極的に情報提供を行う。 ・パネル展:随時 ・生涯学習フェスティバル:新型コロナウイルス感染拡大防止により中止予定 ・環境フェスティバル:新型コロナウイルス感染拡大防止により中止予定 ・消費生活フェスティバル:2月 Web方式 ・消費生活ニュースのSNSによる発信 12回 ・注意喚起情報チラシの個配 パルシステム東京 2～3回 ・市ホームページを用いた情報発信 随時 ・JR八王子駅北口地下自由通路ポスター掲示 ・はちバス車内広告掲示	多様な情報媒体を活用し、積極的に情報提供を行った。 ・パネル展示:随時 ・消費生活ニュースの発行 12回 R3.4～R4.3月号 ・消費生活ニュースのSNSによる発信 12回 ・市ホームページを用いた情報発信 随時 ・JR八王子駅北口地下自由通路ポスター掲示 8・9・11・12・1・2・3月 ・はちバス車内広告掲示 4月～3月(悪質商法に関する注意喚起・18歳から大人!) ・生涯学習フェスティバル:(新型コロナウイルス感染拡大防止により中止) ・第55回WEB八王子市消費生活フェスティバル(市ホームページ上での参加団体等の紹介を主としたWebでの開催を実施):3月1日から3月31日 ホームページ閲覧数 1,222件 ・川口図書館 テーマ展示「消費生活フェスティバル」(1月) 関係図書の貸出・啓発チラシ配布 ・注意喚起情報チラシの個配 パルシステム東京 6月、1月、3月配布 51,000枚	市ホームページ上で参加団体が創意工夫し各団体の活動をPRする「Web八王子市消費生活フェスティバル」を実施し、閲覧数は1,222件であった。 また、注意喚起情報等を市ホームページで随時更新した他、JR八王子駅北口地下通路やはちバスの車内にポスターを掲示、市内図書館でのテーマ展示に消費者被害防止のチラシ等の配布を行い情報提供に努めた。	市広報紙、市ホームページ、本庁舎コピー・事務所の電子掲示板、消費生活ニュース、くらしのレポートなどの多様な情報媒体を活用し、積極的な情報提供を行う。 ・パネル展示:随時 ・消費生活ニュースの発行 12回 R4. 4～R5.3月号 ・消費生活ニュースのSNSによる発信 12回 ・市ホームページを用いた情報発信 随時 ・JR八王子駅北口地下自由通路ポスター掲示6、7、8、1211、2、3月 ・はちバス車内広告掲示 4月～3月(18歳から大人! 悪質商法に関する注意喚起・香害を予定) ・主要駅ラックへのチラシ配架5月・10月 ・生涯学習フェスティバル10月 ・八王子市消費生活フェスティバル2月 ・市内図書館テーマ展示 啓発チラシ配布4月・5月 ・注意喚起情報チラシの個配 パルシステム東京 3～4回発行予定
		2	専門的な講座の実施	(独)国民生活センター、東京都金融広報委員会など専門的な知識をもった関係機関と連携して消費者教育に関する講座を実施します。	消費生活センター	消費生活講座・講演会など市民のニーズをとらえた内容で実施する。 ・夏休み親子見学会(新型コロナウイルス感染拡大防止のため休止) ・消費生活講座 ・月間講演会八王子会場(共催) 11月 ・消費生活教育講座(東京都共催講演会)9月	・夏休み親子見学会、消費生活講座は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 ・月間講演会八王子会場(共催) 11月30日 参加者:56人 ・消費生活教育講座(東京都共催講演会) 1月12日 参加者:48人	新型コロナウイルスに対する感染予防対策を講じながら、講座を実施し、市民の消費トラブル未然防止等、安全安心社会の実現に向けての周知が一定程度できた。	令和3年度実施講座のアンケート結果などをもとに、市民のニーズをとらえた内容で開催する。 ・夏休み親子見学会7月 ・消費生活講座 ・月間講演会11月 ・消費生活教育講座(東京都共催講演会)
		3	出前講座などの啓発活動の推進	消費者トラブルを回避するために、出前講座やパネル展・消費生活フェスティバルといったイベントなどの様々な機会 で、効果的な啓発活動を推進します。	消費生活センター	出前講座や消費生活フェスティバル等を実施し、啓発を図る。 ・出前講座 ・消費生活フェスティバル 2月 Web方式 ・月間講演会八王子会場(共催) 11月 ・消費生活教育講座(東京都共催講演会)9月	出前講座やWeb消費生活フェスティバル等を実施し、啓発を図った。 ・夏休み親子見学会、消費生活講座は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止 ・出前講座 4回 参加人数:66人 ・パネル展示:随時 ・第55回WEB八王子市消費生活フェスティバル(市ホームページ上での参加団体等の紹介を主としたWebでの開催を実施):3月1日から3月31日 ホームページ閲覧数 1,222件 ・月間講演会八王子会場(共催) 11月30日 参加者:56人 ・消費生活教育講座(東京都共催講演会) 1月12日 参加者:48人	市ホームページ上で参加団体が創意工夫し各団体の活動をPRする「WEB八王子市消費生活フェスティバル」を実施し、閲覧数は1,222件であった。 また、コロナ禍で感染予防対策を講じながら講座を開催した。一部開催日の変更やオンライン開催に切り替えた講座もあったが、一定程度の参加があり継続的な情報発信が行えた。	出前講座や消費生活フェスティバルを開催し消費生活に関する啓発を図る。 ・消費生活講座 ・月間講演会11月 ・消費生活教育講座(東京都共催講演会)
		4	民間施設への啓発冊子の配備	情報が得にくい高齢者が消費者被害などの情報を把握しやすいように公の施設だけでなく、民間の施設への啓発冊子の配備などを推進します。	消費生活センター	引き続き協力を得られる民間施設へ啓発冊子などの配架を依頼する。 毎月発行する消費生活ニュースを保育幼稚園課と連携して保育所、幼稚園へ送り、保護者向けに掲示・配布を依頼する。	高齢者あんしん相談センターや保育園、幼稚園などに消費生活啓発冊子等を配付した。 ・高齢者見守りリーフレット配布 高齢者あんしん相談センター21か所 ・消費生活ニュースの配信、保育園、幼稚園にメール配信(毎月) ・「子どもを事故から守る! 事故防止ハンドブック」(消費者庁作成冊子)を保育園、幼稚園、子ども家庭支援センター、市保健福祉センターへ配布 500冊	公共施設以外の民間施設にも啓発資料の掲示・配付を行うことで、より多くの市民への啓発が図られた。	公共施設以外の民間施設に掲示・配付の依頼を継続して依頼する。

			事業名	主な取り組み	課 名	令和3年度の取り組み予定 (内容・時期)	実績	自 己 評 価 (効果・期待)	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)
「統」【消費者教育の推進】 2ー1 自立し、行動する消費者市民を育む取り組み	「統」(1)効果的 な啓発・ 情	教育	各種イベント での啓発	市民と協力して、消費生活フェスティバル、環境フェスティバル、生涯学習フェスティバル、パネル展などの様々なイベントの機会を利用して消費者に啓発活動を実施します。	消費生活センター	消費生活フェスティバル、環境フェスティバル、生涯学習フェスティバルなどの様々なイベントの機会を利用して、消費生活啓発推進委員と連携して啓発活動を実施する。 ・環境フェスティバル：(新型コロナウイルス感染拡大防止により中止) ・生涯学習フェスティバル：10月 ・月間講演会八王子会場：11月 ・消費生活フェスティバル：2月 Web開催 ・消費生活ニュース：毎月発行 12回 ・パネル展：随時	第55回WEB八王子市消費生活フェスティバルの機会を利用して、消費生活啓発推進委員と連携して啓発活動を実施した。 ・環境フェスティバル：(新型コロナウイルス感染拡大防止により中止) ・生涯学習フェスティバル：(新型コロナウイルス感染拡大防止により中止) ・防犯・防災フェア(Web開催)に参加し成年年齢引き下げに関する動画を提供：3月 ・第55回WEB八王子市消費生活フェスティバル(市ホームページ上での参加団体等の紹介を主としたWebでの開催を実施)：3月1日から3月31日 ホームページ閲覧数 1,222件 ・パネル展示：随時	市ホームページ上で参加団体が創意工夫し各団体の活動をPRする「WEB八王子市消費生活フェスティバル」を実施し、閲覧数は1,222件であった。 新型コロナウイルス感染拡大防止のためWeb開催となった防犯・防災フェアに参加し、4月からの成年年齢引き下げについての情報提供をタイムリーにできた。	消費生活フェスティバル、環境フェスティバル、生涯学習フェスティバル、などの様々なイベントの機会を利用し、消費生活啓発推進委員と連携して啓発活動を実施する。 ・環境フェスティバル ・生涯学習フェスティバル 10月 ・消費生活フェスティバル 2月 ・消費生活ニュース：毎月発行 12回 ・八王子駅南口総合事務所パネル展示：6月
			幼児・保護者等の消費者教育	幼稚園・保育所での日々の教育・保育の実践の中での取り組みのほか、できるだけ早い時期から幼児とその保護者が、自らの安全を守る知識を身に付けられるよう、子育て中の保護者が集まるイベント等で消費者教育を行います。	消費生活センター	消費生活フェスティバル、環境フェスティバル、生涯学習フェスティバル、児童館こどもシティなどの様々なイベントに参加し幼児・保護者等の消費者教育を実施する。 ・環境フェスティバル：(新型コロナウイルス感染拡大防止により中止) ・生涯学習フェスティバル：10月 ・消費生活フェスティバル：2月 Web開催 ・こどもシティ：3月13日 ・消費生活ニュース：毎月発行 12回	第55回WEB八王子市消費生活フェスティバルの開催、国民生活センターの注意喚起情報「子どもサポート情報」等の保育・幼稚園への提供を通して幼児・保護者等の消費者教育を行った。 ・環境フェスティバル：(新型コロナウイルス感染拡大防止により中止) ・生涯学習フェスティバル：(新型コロナウイルス感染拡大防止により中止) ・第55回WEB八王子市消費生活フェスティバル(市ホームページ上での参加団体等の紹介を主としたWebでの開催を実施)：3月1日から3月31日 ホームページ閲覧数 1222件 ・こどもシティ：(新型コロナウイルス感染拡大防止により中止) ・消費生活ニュース：毎月発行 12回) R3.4～R4.3月号、 ・国民生活センター「子どもサポート情報」を保育園・幼稚園にメール配信 ・「子どもを事故から守る！事故防止ハンドブック」(消費者庁作成冊子)を保育園・幼稚園・子ども家庭支援センター・市保健福祉センターへ配布 500冊	第55回WEB消費生活フェスティバルの開催、国民生活センターの注意喚起情報「子どもサポート情報」等の保育園・幼稚園への提供をとおして幼児・保護者等の消費者教育を行った。 消費生活フェスティバルでは、市内児童館の紹介動画を出展し、周知を図った。	消費生活フェスティバル、環境フェスティバル、生涯学習フェスティバル、児童館こどもシティなどの様々なイベントに参加し、幼児・保護者等に消費者教育について触れる機会を提供する。 ・環境フェスティバル ・生涯学習フェスティバル 10月 ・消費生活フェスティバル 2月 ・消費生活ニュース：毎月発行 12回
	(2)ライフ ステージ や様々な 場に 応じた 消費者 教育の 推進	1			子どもの教育・保育推進課	引き続き、「八王子市消費生活ニュース」を配布し、必要な情報を提供する。	・「八王子市消費生活ニュース」を市内保育園や幼稚園等へ配布し、積極的に情報提供を行った。 ・9月を「八王子市幼児教育・保育施設における子どもの安全・安心月間」と定め、子どもの事故防止のための継続的な取組の推進を図った。 ・「八王子市幼児教育・保育施設における子どもの安全・安心マニュアル」を策定し、市内保育園や幼稚園等に周知した。 ・誤嚥事故防止に係るポスターを作成し、市内保育園や幼稚園等へデータを送付した。また幼児教育・保育施設職員向けに誤嚥事故防止研修を実施した。 ・食に関する家庭における注意喚起文書を作成し、各幼児教育・保育施設に送付した。	適宜、必要な情報を提供することができた。園児やその保護者に対する分かりやすい情報提供については、今後も充実を図る必要がある。	「八王子市幼児教育・保育施設における子どもの安全・安心月間」(9月)における研修等の実施
					消費生活センター	成年年齢引き下げやSDGs等、消費者教育の新たな課題(内容)の副読本への反映や、教育資料のデジタル化等について、現場の教員の意見を聞きながら検討し、活用しやすい副読本を作成する。	副読本の作成にあたっては、資料作成委員の先生からご意見をいただき一部改訂を行った。中学校の家庭科部会において先生同士で情報を共有し、活用を促した。 完成した副読本と活用ガイドなどのデータを教育委員会のGoogleドライブに格納し児童・生徒・担当教諭が活用できるようにした。 ・小学生向け「わたしたちのくらしと商店の仕事」5,000部作成 教員用活用ガイド(全小学校へ配付) ・中学生向け「磨け！消費者力」5,000部作成	副読本作成にあたり開催した資料作成委員会で、学校現場のデジタル化の現状や要望についてうかがうことができた。 教育委員会協力のもと、児童・生徒一人一人に配備されたタブレット端末で副読本がデータで見られるよう、共有のドライブにデータを格納した。	副読本のデジタル化について現場の意見を取り入れながら検討し中学生副読本については具体化に向けて進めていく。
		2	学校教育における消費者教育	小さい頃から消費に対する関心を高めていくために、学習指導要領などに基づき、社会科(生産から販売の消費生活の様子)、家庭科(物や金銭の使い方と買い物)をはじめ、幅広い領域において消費者教育を実施します。	消費生活センター	・成年年齢引き下げやSDGs等、消費者教育の新たな課題(内容)の副読本への反映や、教育資料のデジタル化等について、現場の教員の意見を聞きながら検討し、活用しやすい副読本を作成する。	・学習指導要領などに基づき、社会科(生産から販売の消費生活の様子)、家庭科(者や金銭の使い方と買い物)をはじめ、幅広い領域において消費者教育を実施した。 ・税務署等が主催する「租税教室」を令和3年度は市立小学校43校、市立中学校3校、義務教育学校1校で実施した。	社会科や家庭科をはじめ、幅広い領域において消費者教育を実施したことにより、消費者として自分の将来に結びつく学習を行うことができた。	・市立小・中・義務教育学校においては、学習指導要領などに基づき、社会科(生産から販売の消費生活の様子)、家庭科(物や金銭の使い方と買い物)をはじめ、幅広い領域において消費者教育を実施する。 ・税務署と連携した取組を実施する。
					教育指導課	・市立小・中・義務教育学校においては、学習指導要領などに基づき、社会科(生産から販売の消費生活の様子)、家庭科(物や金銭の使い方と買い物)をはじめ、幅広い領域において消費者教育を実施する。 ・税務署と連携した取組を実施する。	・学習指導要領などに基づき、社会科(生産から販売の消費生活の様子)、家庭科(者や金銭の使い方と買い物)をはじめ、幅広い領域において消費者教育を実施した。 ・税務署等が主催する「租税教室」を令和3年度は市立小学校43校、市立中学校3校、義務教育学校1校で実施した。	大学教職員向け研修会不参加の大学に研修会で配布した資料等を送付し、成年年齢引下げで起こり得る消費者トラブルについて注意喚起を行うとともに、各大学の消費者教育の取組等についてのアンケート調査を依頼し現在集計中。 アンケート調査結果を今後の消費者教育の検討に活用できる。	・市立小・中・義務教育学校においては、学習指導要領などに基づき、社会科(生産から販売の消費生活の様子)、家庭科(物や金銭の使い方と買い物)をはじめ、幅広い領域において消費者教育を実施する。 ・税務署と連携した取組を実施する。
		3	大学と連携した消費者教育	学生を中心とした若者に効果的に情報提供を行うために、大学コンソーシアム八王子とも協力し、学生や大学関係者への情報提供と消費者教育機会の提供を推進します。	消費生活センター	・令和4年4月からの成年年齢引き下げ等に向け大学等消費生活トラブル注意喚起情報資料の提供(メール) ・消費者被害防止クリアファイル配布 ・若者向け消費者被害防止リーフレット配布 ・若者啓発資料(東京都消費生活総合センター作成)配布 ・大学教職員向け研修会 ・大学等新入生向け生活便利帳「BIGWEST」へ消費生活注意情報などを掲載	令和4年4月から成年年齢引下げになることや若者が消費生活トラブル遭わないための注意喚起情報資料(動画資料等)をメールで大学コンソーシアム八王子(25大学等加盟 在籍学生数 105,194名)を通じて提供し、学生専用ポータルサイトや保護者専用ポータルサイトへの掲載を依頼した。 大学教職員向け研修会を実施し、成年年齢引下げに対する各大学の消費者教育の取組等についてのアンケート調査を実施した。研修会不参加の大学に研修資料を送付するとともに、アンケート調査を依頼し現在集計中。 新入生ガイダンスは新型コロナウイルスの感染拡大により未実施となったが、若者向け消費者被害防止リーフレット、クリアファイル等を大学へ配布し、活用を依頼した。 ・消費者被害防止クリアファイル配布 4校(5,300部) ・若者向け消費者被害防止リーフレット 6校(7,900部) ・若者啓発資料(東京都消費生活総合センター作成)「飯田橋 四コマ劇場」6校(7,900部) ・消費生活情報2022年3月 8校(8,700部) ・大学教職員向け研修会 1回7校9名、市職員7名 ・大学等新入生向け生活便利帳「BIGWEST」へ消費生活注意情報などを掲載	大学教職員向け研修会不参加の大学に研修会で配布した資料等を送付し、成年年齢引下げで起こり得る消費者トラブルについて注意喚起を行うとともに、各大学の消費者教育の取組等についてのアンケート調査を依頼し現在集計中。 アンケート調査結果を今後の消費者教育の検討に活用できる。	・成年年齢引き下げにからむ、消費生活トラブル注意喚起情報資料等の提供 ・消費者被害防止クリアファイル配布 ・若者向け消費者被害防止リーフレット配布 ・若者啓発資料(東京都消費生活総合センター作成)配布 ・大学教職員向け研修会の開催 ・大学等新入生向け生活便利帳「BIGWEST」へ消費生活注意情報などを掲載 ・アンケート調査の結果を踏まえ、東京都等関係機関と連携して各大学のニーズに応じたオーダーメイドの消費者教育の実施を検討する。

			事業名	主な取り組み	課 名	令和3年度の取り組み予定 (内容・時期)	実績	自 己 評 価 (効果・期待)	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)
「統」【消費者教育の推進】 2－1 自立し、行動する消費者市民を育む取り組み	「統」(2)ライフステージや様々な場に応じた消費者教育の推進	4	[統]大学と連携した消費者教育	[統]学生を中心とした若者に効果的に情報提供を行うために、大学コンソーシアム八王子とも協力し、学生や大学関係者への情報提供と消費者教育機会の提供を推進します。	学園都市文化課	大学コンソーシアム八王子が発行する大学等新入生向けの生活便利帳「BIGWEST」に、八王子市消費生活センターや東京都消費生活総合センターの紹介記事を掲載し、消費生活に関する情報提供を行う。 また、より多くの新入生に対する啓発を図るため、市職員の新入生ガイダンスへの参加について、引き続き大学等に協力を呼び掛けていく。 大学コンソーシアム八王子の大学等連携部会において、八王子市による消費生活に関する出前講座についての情報提供を行う。 大学コンソーシアム八王子や八王子学生委員会のSNS等を活用し、学生に対する啓発を行っていく。	大学コンソーシアム八王子が発行する大学等新入生向けの生活便利帳「BIGWEST2021」に、八王子市消費生活センターや東京都消費生活総合センターの紹介記事を掲載し、大学コンソーシアム八王子加盟25大学等に配布した。 なお、「BIGWEST2021」自体の周知については、新入生に向けた八王子市PRチラシを作成し、閲覧を呼びかけた。 【BIGWEST2021:年1回(40,000部)発行】 大学コンソーシアム八王子大学等連携部会で「大学教職員向け消費者教育研修会」への参加について依頼し、当日の研修会では八王子市による消費生活に関する出前講座実施についての情報提供などが行われた。 【大学等連携部会参加日:令和3年(2021年)9月30日】	大学等新入生向けの生活便利帳の発行を通し、消費生活に関する情報提供を行うことができた。なお、令和3年度(2021年度)についても、令和2年度(2020年度)に引き続き大学等の新入生ガイダンスにおける啓発活動は実施できなかったため、チラシを作成し、そのなかで「BIGWEST2021」の閲覧を呼びかけた。	大学コンソーシアム八王子が発行する大学等新入生向けの生活便利帳「BIGWEST」に、八王子市消費生活センターや東京都消費生活総合センターの紹介記事を掲載し、消費生活に関する情報提供を行う。 また、より多くの新入生に対する「BIGWEST」掲載事項についての啓発を図るため、市職員の新入生ガイダンスへの参加について、引き続き大学等に協力を呼び掛けていく。 大学コンソーシアム八王子の大学等連携部会において、情報提供を行う。
			高齢者への効果的な情報提供	消費者被害にあうリスクの高い高齢者に対して安心して消費生活を送ることができるように、高齢者に日ごろ接している関係機関に向けた見守り講座を開催するなど、効果的に情報提供ができるように取り組んでいきます。	消費生活センター	・高齢者見守り講座 12回 ・サロン(支えあい事業運営団体)等を対象に「高齢者見守り講座」の案内と啓発活動の実施 ・都と連携した高齢者見守り啓発用リーフレットを市内公共機関等に配布 ・出前講座 ・国・都・市の消費生活に関する情報を高齢者あんしん相談センターに消費生活に関する情報提供 4月～3月(毎月) ・注意喚起情報チラシの個配 生活協同組合パルシステム東京 ・シニアクラブ連合会常任理事会(令和2年4月現在 107クラブ 7,587人 17支部)啓発(台町市民センター) ・広報特集号(9月15日号)で出前講座のPRを実施	出前講座及び高齢者見守り講座等を実施し情報提供を行った。 ・高齢者見守り講座 12回 231人 ・サロン(支えあい事業運営団体)等を対象に「高齢者見守り講座」の案内と啓発活動を10か所で実施した。 ・都と連携した高齢者見守り啓発用リーフレットを市内公共機関等に配布 3,020部 ・出前講座 4回 66名 ・国・都・市の消費生活に関する情報を高齢者あんしん相談センターに情報提供を行った。 4月～3月(10回) ・注意喚起情報チラシの個配 パルシステム東京 6月、1月、3月配布 51,000枚 ・シニアクラブ連合会常任理事会(令和3年4月現在 95クラブ 15支部)啓発(台町市民センター)6月、7月、8月に啓発注意喚起情報を提供した。	新型コロナウイルスに対する感染予防対策を講じながら、講座を実施し、高齢者本人をはじめ、介護者、民生児童委員、町会自治会、地域福祉推進拠点など多くの市民や関係者に市民の消費トラブル未然防止等、安全安心社会の実現に向けての周知ができた。	出前講座及び高齢者見守り講座等を実施し情報提供を行う。 ・高齢者見守り講座 6回 関係機関と連携して、介護人材の研修会などの開催に合わせて実施することで多くの関係者に効果的に情報提供を行うことを試行する。 ・都と連携した高齢者見守り啓発用リーフレットを市内公共機関等に配布 ・出前講座 ・国・都・市の消費生活に関する情報を高齢者あんしん相談センターに情報提供 4月～3月(毎月) ・注意喚起情報チラシの個配 生活協同組合パルシステム東京 3～4回 ・シニアクラブ連合会や民生児童委員の会合に出向き、注意喚起情報などを発信する。
					福祉政策課	引き続き、関係団体と連携し、情報提供を行う。	民生委員が八王子消費生活審議会委員の委員として参加し、会議での内容や情報を持ち帰り共有することで、委員内での情報共有及び知識向上に努めた。	コロナ禍で活動自体が少なかったため、高齢者へ直接働きかけけることは少なかったが、委員各自で高齢者被害を無くすための知識向上に努めることができた。	引き続き関係団体と連携し、情報提供を行う。
		5			高齢者福祉課	引き続き、関連部署との連携を継続しながら必要な情報を共有し、在宅高齢者の被害防止に努めるとともに、高齢者あんしん相談センターでのパンフレット配布など、消費者被害防止のための啓発に努める。	高齢者あんしん相談センターと情報共有し、被害を未然に防ぐことに努めた。また、消費生活センターからのパンフレット等を各高齢者あんしん相談センターへ配付し、普及・啓発を行った。高齢者あんしん相談センター発行の「高齢者あんしん相談センターだより」等のチラシも配布することで被害防止に努めた。 R3.4月～R4.3月消費者被害相談140件	高齢者あんしん相談センターと情報共有しながら、消費者被害防止対策等の周知の強化を図ることで、適宜、市民にとって必要な情報を提供することはできた。	引き続き、関連部署との連携を継続しながら必要な情報を共有し、在宅高齢者の被害防止に努めるとともに、高齢者あんしん相談センターでのパンフレット配布など、消費者被害防止のための啓発に努める。
			障害者への効果的な情報提供	障害者が安心して消費生活を送ることができるよう社会福祉施設や福祉サービス提供事業者など、地域の福祉関係機関に向けた見守り講座を開催するなど、効果的に情報提供ができるように取り組んでいきます。	消費生活センター	・障害者関連講座実施 ・広報特集号で情報提供実施(9月1日号) ・消費生活ニュース配布(毎月)	・八王子市心身障害者福祉センター、中央図書館と連携して「障害者と支援者のためのiPad・電子書籍の活用講座」と「中途視覚障害者点字講習会」に出向いて、障害者と支援者、スタッフ合計24名に向けて、消費者トラブルなどの事例を伝え啓発を行った。 ・広報特集号(点字版・声の広報)の発行や市福祉部等関連所管等、市保健福祉センターへの消費生活ニュースの配布により出前講座などの情報提供を実施した。 ・広報「消費生活特集号」発行(9月15日号)285,000部 点字広報23部、声の広報(テープ16部、デジター26部、CD32部)、カタログポケット4ページ(インターネット掲載) ・消費生活ニュース 毎月発行	障害者関連講座の実施検討にあたり、障害者福祉課にヒアリングを行い、障害者といっても障害の部位や障害の程度によってひとくくりには出来ないことがわかった。 講座実施初年度の取り組みとして、関係所管が既存で実施している各種障害者向けの講座や講習会に出向いて、消費者被害防止のためのチラシ等を配布し最近のトラブル事例などに触れ、参加者への周知を行うことができた。	関係所管と連携し、障害者向けに開催される講座の情報をキャッチし、障害に配慮した啓発が行えるよう模索する。 また、消費生活センター主催講座の募集時に要約筆記、手話通訳ありの募集を行うことで、障害者が参加しやすい講座の開催に配慮する。
					障害者福祉課	引き続き、国や都などからの消費生活に関する情報提供があった場合は、福祉施設等に対し速やかに周知するとともに、福祉施設等に向けた虐待防止研修などの場において、支援者による適正な金銭管理の実施を呼びかける。 また、事業者からも金銭管理について情報共有をしたい旨の意見があるので、自立支援協議会の下部組織であるグループホーム連絡会や日中活動支援事業所連絡会でのテーマとして取り上げるよう検討する。	国や都などからの消費生活に関する情報提供があった際に、福祉施設等に対しての通知を行った。 また、福祉施設等に向けた虐待防止研修などの場において、支援者による適正な金銭管理の実施を呼びかけた。	一定程度の啓発促進を行うことができた。	引き続き、国や都などからの消費生活に関する情報提供があった場合は、福祉施設等に対し速やかに周知するとともに、福祉施設等に向けた虐待防止研修などの場において、支援者による適正な金銭管理の実施を呼びかける。 また、事業者からも金銭管理について情報共有をしたい旨の意見があるので、自立支援協議会の下部組織であるグループホーム連絡会や日中活動支援事業所連絡会でのテーマとして取り上げるよう検討する。
			外国人市民を対象とした消費者トラブル防止の啓発	外国人市民を対象に消費者トラブル防止の啓発活動、多言語のホームページや八王子国際協会等を通じた消費者トラブルに関する情報提供を行います。	消費生活センター	・外国人向け講座(仮称)の実施 ・外国人向け情報誌「Ginkgo」掲載	・外国人向け講座の実施(八王子国際協会)「在住外国人が金融トラブルに巻き込まれないために」 11月開催 8名参加	外部講師の派遣を依頼し、日本語と外国語併記の資料が用意された。小規模ではあったが、講座アンケートより、参加者のニーズをうかがうことができた。	関係機関と連携し継続実施について検討を進め、外国人向けの消費者教育を推進していく。

			事業名	主な取り組み	課 名	令和3年度の取り組み予定 (内容・時期)	実績	自 己 評 価 (効果・期待)	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)
		6			多文化共生推進課	外国人向け情報誌「Ginkgo」などで、消費生活相談に関する啓発に努めるとともに、「在住外国人サポートデスク」で外国人からの相談を受ける体制を整える。	「在住外国人サポートデスク」において、生活相談や専門家(弁護士・行政書士)による外国人個別相談を実施した。 ・在住外国人サポートデスク:月～土曜日 午前10時～午後5時 相談件数 1,221 件 ・専門家による外国人個別相談:行政書士 年12回 弁護士 4回	「在住外国人サポートデスク」における生活相談や専門家(弁護士・行政書士)による外国人個別相談を行い、外国人市民が消費者トラブルに巻き込まれた際に相談できるよう相談窓口の体制を整えることができた。	「在住外国人サポートデスク」で外国人からの相談を受ける体制を整えるとともに、必要に応じて、外国人向け情報誌「Ginkgo」などで、消費生活相談に関する啓発に努める。

			事業名	主な取り組み	課 名	令和3年度の取り組み予定 (内容・時期)	実績	自 己 評 価 (効果・期待)	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)
【続】 【消費者教育の推進】 2－1 自立し、行動する消費者市民を育む	「続」(2)ライフステージや様々な場に応じた消費者教育の推進	7	地域活動団体等への学習支援	地域で活動する団体や児童館などの地域活動拠点に向け、消費者教育に関する学習活動の支援を行います。また、市民のニーズにあった消費生活講座や出前講座を実施し、消費生活に関する意識を高める学習機会を提供します。	消費生活センター	引き続き、消費者団体連絡会の開催や企画提案講座の支援、また、消費生活フェスティバルを共催し、活動支援や学習機会を提供する。 ・消費者団体連絡会：3回 ・消費生活フェスティバル：2月(Web開催)	消費者団体による企画提案講座は応募が無かったため実施に至らなかったが、消費者団体連絡会を開催し、最新の情報交換を行った。また、消費生活フェスティバルをWebにより開催し、消費生活情報を提供したほか、各種講座を実施することにより、学習の機会を提供した。 ・消費者団体連絡会： 2回開催 ・消費生活フェスティバル：3/1～31 Web開催 ホームページ閲覧数1,222件 ・出前講座(4回 66名) ・消費生活教育講座(1回 48名)	今年度のWEB消費生活フェスティバルへの動画参加により、地域で活動している団体の実態がよくわかる内容になったことから、団体への親近感や活動への理解が深まった。 新型コロナウイルス感染拡大の影響で、消費生活講座の開催を見合わせたこともあったので、講座の開催方法は今後の課題である。	地域で活動している団体との連携し、消費生活に関する学習の機会を広げる。
					青少年若者課	継続実施。子どもの就労体験イベント「児童館・こどもシティ」において消費者教育を実施。(新型コロナウイルスの感染の広がりの状況を見ながら、実施できる状況下であれば実施する。)	参加した子どもを対象に、小遣い帳作りなどお金についての消費者教育を実施する「児童館・こどもシティ」の開催に向けて準備を進めていたが、新型コロナウイルスの感染状況から、やむなく中止とした。	実施できなかったことから、効果・期待なし。	継続実施。子どもの就労体験イベント「児童館・こどもシティ」において消費者教育を実施。(新型コロナウイルスの感染の広がりの状況を見ながら、実施できる状況下であれば実施する。) 令和5年3月12日(日)予定
					生涯学習政策課	新型コロナウイルス感染症の感染状況を注視しつつ、年間を通じて希望に応じて随時講座を開催することで、市民の生涯学習意識の向上と、市政に対する理解の推進を図る。	全135の出前講座のうち、消費生活センターが実施する2講座については、計3回開催し、52名が受講した。	被害に遭いやすい悪質商法の傾向と対策や、高齢者を詐欺被害から守るために周囲の人たちが注意するポイント等を紹介できた。	新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえながら、年間を通じて希望に応じて随時講座を開催することで、市民の生涯学習意識の向上と、市政に対する理解の推進を図る。
	8【追補】	未成年者・保護者等への教育・啓発	18歳到達前の未成年者や保護者等、また成年に達した若者に対して、「18歳成年」の権利・義務や成年年齢引下げについての情報を提供し、契約の知識、適正な金銭感覚を身につけ、自ら主体的に選択・行動できる消費者市民を育みます。	消費生活センター	高校・大学と連携し講座やポータルサイトを活用して18歳到達前の未成年者や保護者に、成年年齢引下げについての情報発信することで、消費者被害防止に取り組む。	・市内高等学校、専門学校及び大学に対して、成年年齢引き下げに関するアンケート調査を実施し、各学校の状況把握に着手し、次年度以降のニーズにマッチする講座の準備を行った。 ・調査協力の学校に対して出前講座等の案内やポータルサイトへの掲載について調整を行った。	アンケート調査結果をもとに効果的な消費者教育の検討が進んでおり、今後の施策の展開に弾みをつけた。	アンケート調査により各学校のニーズに合わせたオーダーメイドの講座等を東京都や関係機関との連携により順次実施していく。 ・帝京八王子中学高等学校6月、南多摩中等教育学校7月 ・共立女子高等学校、東京純心女子高等学校(実施時期未定) 集計中の大学アンケート調査を完了し、取り組みの方向性を検討する。	
	教育	新社会人等	・新入社員に対する周知・啓発	消費生活センター	産業政策課(令和3年度組織名)で実施する中小企業対象新入社員合同研修を利用して、新社会人に対して啓発物品を配布し周知説明を行う。 9月28日(火)クリエイトホール5階ホール	産業政策課(令和3年度組織名)で実施する中小企業対象新入社員合同研修を利用して、新社会人に対して啓発物品を配布し、注意喚起を行った。 9月28日 約26名	悪質商法の被害に遭いやすい新入社員へ、若者が陥りやすい消費者トラブル事例などが掲載された資料を配布することで、注意喚起を促すことができた。	産業振興推進課で実施する中小企業対象新入社員合同研修の場を利用して、新社会人に対して啓発資料を配布し消費者被害に遭わないための周知を行う。	
	教育	成人一般	・情報紙の発行、出前講座の実施 ・社員研修等への講師派遣、出前講座の実施 ・啓発用DVDの作成、貸出 ・消費者教育に関連した講座の開設・実施	消費生活センター	関係機関からの注意喚起情報などを市ホームページ、SNSやポスター、チラシなどで市民への情報提供を行う。広報「消費生活特集号」を発行し、啓発を行う。 出前講座や消費生活講座を実施し、市民に情報提供を行う。 ・消費生活ニュース 毎月発行(4～3月号) ・くらしのレポート 3回発行(7・12・3月) ・出前講座 ・消費生活講座 ・月間講演会八王子会場(共催) ・東京都共催講演会(共催) ・広報「消費生活特集号」発行(9月1日号)	広報「消費生活特集号」の発行や関係機関からの注意喚起情報などを市ホームページ、SNSやポスター、チラシなどを通じ市民への情報提供を行うとともに、講座・講演会を実施し消費者安全意識の高揚を図った。 ・広報「消費生活特集号」発行(9月15日号)285,000部 点字広報23部、声の広報(テープ16部、デジター26部、CD32部)、カタログポケット4ページ(インターネット掲載) ・消費生活ニュース 毎月発行 ・くらしのレポート 3回発行(4月、7月、12月) ・出前講座 4回 参加人数：66人 ・消費生活講座・消費生活講演会 5回 115人参加 ・月間講演会八王子会場(共催) 11月30日 参加者：56人 ・消費生活教育講座(東京都共催講演会) 1月12日 参加者：48人	市広報「消費生活特集号」の発行や関係機関からの注意喚起情報などを、市ホームページ、SNSやポスター、チラシ等を活用し市民へ情報提供することともに、講演会、講座を実施し参加していただくことで、自立した消費者市民育成のきっかけとすることができた。	関係機関からの注意喚起情報などを市ホームページ、SNSやポスター、チラシなどで市民への情報提供を行う。広報「消費生活特集号」を発行し、啓発を行う。 出前講座や消費生活講座を実施し、市民に情報提供を行う。 ・消費生活ニュース 毎月発行(4～3月号) ・くらしのレポート 3回発行 ・出前講座 ・消費生活講座 ・月間講演会八王子会場(共催) ・東京都共催講演会(共催) ・広報「消費生活特集号」発行	
			食育と地産地消の推進	第2期八王子市食育推進計画に基づき、乳幼児から高齢者まですべてのライフステージを対象に、地域一体となった取り組みを進めます。また、新鮮・安全・安心な農産物を提供する「地産地消」を推進します。	健康政策課	新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、例年5月の第3日曜に行っている「健康フェスタ・食育フェスタ」を秋頃に延期することにした。「健康フェスタ・食育フェスタ」では食育に関する情報を多くの方に提供する予定。	新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「健康フェスタ・食育フェスタ」を中止した。	「健康フェスタ・食育フェスタ」を中止したため、食育に関する情報を広く市民に周知できなかった。	様々な年代が訪れるイベント「健康フェスタ・食育フェスタ」を通じて、食育に関する情報を多くの方に提供していく。なお、新型コロナウイルス感染症の感染対策をおこないながら、規模を縮小し行う予定。

			事業名	主な取り組み	課 名	令和3年度の取り組み予定 (内容・時期)	実績	自 己 評 価 (効果・期待)	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)
【 続 】 消費者教育の推進 2 ― 1 自立し、行動する消費者市民を育	【 続 】 (3) 公正かつ持続可能な社会に向けた消費行動の支援	1			農林課	【地産地消の推進】 新鮮な地場農産物を供給 (道の駅・JA直売所・庭先販売等) 新鮮、安全な地場農産物の即売、PR JA秋の植木市 10/16・17 JA農業祭・農林畜産物品評会 11/12～14 ※予定していたJA春の植木市は新型コロナ感染症拡大の影響により中止 【生産者と消費者の交流】 農園事業 市民農園 3農園 126区画 ひよどり山農園 455区画 農業体験 稲作体験6/12、10/9、11/13 じゃがいも掘り 6月下旬 さつまいも掘り 10月上旬 酪農体験 日程未定 ※予定していた農業ツアーは新型コロナ感染症拡大の影響により中止 観光農園のPR ブルーベリー摘み取り	【地産地消の推進】 新鮮な地場農産物を供給 (道の駅・JA直売所・庭先販売等) 新鮮、安全な地場農産物の即売、PR ※予定していたJA春及び秋の植木市、JA農業祭・農林畜産物品評会は新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止 【生産者と消費者の交流】 農園事業 市民農園 3農園 126区画 ひよどり山農園 455区画 農業体験 稲作体験6/12、10/9、11/13 じゃがいも掘り 6/27 さつまいも掘り 10/24 搾乳体験 12/13、14 ※予定していた農業ツアーは新型コロナの影響により中止 観光農園のPR ブルーベリー摘み取り	新型コロナウイルス感染症拡大の影響により中止とした農業イベントもあったが、消費者の食に対する安全・安心への要求に応えるため、道の駅やJA直売所、庭先販売等で新鮮な地場農産物を提供し、「地産地消」を推進した。また、生産者と消費者の交流を図るため、各種農業体験や農園事業、観光農園のPRを行った。	【地産地消の推進】 新鮮な地場農産物を供給 (道の駅・JA直売所・庭先販売等) 新鮮、安全な地場農産物の即売、PR JA春の植木市 4/23、24 JA秋の植木市 10/15・16 JA農業祭・農林畜産物品評会 11月上旬 【生産者と消費者の交流】 農園事業 市民農園 3農園 126区画 ひよどり山農園 455区画 農業体験 稲作体験 6/11、10/8、11/12 じゃがいも掘り 6月下旬 さつまいも掘り 10月上旬 酪農体験 日程未定 農業ツアー 日程未定 観光農園のPR ブルーベリー摘み取り
			小中学校における食育の推進	小中学校においては、食育リーダーを中心とした食育推進体制を組織し、食に関する指導の全体計画や年間指導計画の作成、授業改善を支援するなど、各教科・領域、給食・給食時間を通して、食育を実践します。	教育指導課	市立小・中学校全校で食に関する指導の全体計画・年間指導計画の実践・深化を図るため、各教科及び給食時間を通した食育を推進する。	組織的な食育の推進のため、食育リーダーを中心に、各教科と食育を結びつける「全体計画・年間計画」を改訂し、食育の推進を実践した。	「食」に関する知識と「食」を選択する力の習得につながった。	市立小・中学校全校で食に関する指導の全体計画・年間指導計画の実践・深化を図るため、今後も各教科及び給食時間を通した食育を推進する。
					学校給食課	引き続き、八王子にゆかりのある食材を使用した料理や郷土料理を取り入れ、八王子の歴史や文化に触れる機会を設けることで、郷土愛や感謝の心を育み、八王子の魅力を発見できるように取り組む。また地場農産物の給食への使用にも力を入れていく。 オリンピック・パラリンピック教育と連携し、「世界ともだちプロジェクト」の一環として、引き続き開催国の料理を毎月全校で提供し、様々な価値観を尊重する心、豊かな国際感覚、日本人としての自覚と誇りを育成する。 SDGsをテーマとした食育教材の作成に取り組み、子どもたちの「もったいない」の心を育む。 夏期休業期間等を活用した料理教室や給食室の調理体験などを通し、より多くの児童が調理に親しむ機会を得られるような方法を研究していく。また、ホームページ等を通じた料理レシピの提供等を継続し、家庭における食育の支援に取り組む。 中学生が調理の流れや食品ロスなどを学べる機会を設けるとともに、本市の食育の目標である「自分で弁当を作る子どもの育成」に取り組んでいく。 また、給食センターを活用して、地域に向けた試食会や食育講座等を開催する。	令和3年6月に滝山城築城500年を祝い、「滝山城御膳 北条三兄弟絆献立」を提供した。北条三兄弟のゆかりで姉妹都市となった「小田原市」「寄居町」の特産品を使用し給食を提供した他、食育メモや給食時間の指導を活用して八王子市と姉妹都市の歴史的なつながりについて伝えた。 地場野菜の使用量は年々増加しており、令和3年度の使用率は30.2%(前年度より0.9%増)だった。野菜以外にブルーベリー、パッションフルーツ、米粉、酒かす、桑の葉などの地場農産物を給食で提供した。また、初めて八王子の牧場の牛乳を全校で提供した。 また、感染症拡大により需要が減少している姉妹都市苫小牧市を応援するため、苫小牧市の名産品「ホッキ貝」を使用した「ホッキ貝カレー」を提供した。 オリンピック・パラリンピック教育の一環として「世界の食文化」を学ぶ取り組みを毎月実施し、食育メモや掲示物を通じて料理の説明やその国の食文化、オリンピック開催時の日本人選手の活躍を紹介した。オリパラを通じて世界の食文化に触れる機会を増やすと同時に、日本の伝統的な食文化(和食)の良さを再発見できるように「和み献立」という名称で様々な都道府県の郷土料理を提供する取り組みも行った。 また、給食で提供した世界の料理のレシピを、市のホームページや窓口、商業施設で配布を行った。 令和3年度より新たに給食センター1施設が移働し、全3施設で中学校16校に給食提供と食育指導を実施した。また年間計画に沿ったイベント献立や食育教材を配信し、給食を活用した食育推進の充実を図った。	感染症拡大の影響により、昨年度に引き続き、食育活動が実施できない場面もあったが、姉妹都市との繋がりを子ども達に伝えとともに、その特産品のおいしさに触れる機会を持てたことや八王子と姉妹都市との歴史的なつながりについて子どもたちに伝えられたこと、地場産の様々な食材提供を通したこと等、様々な食育の機会を提供することができた。 世界の料理を通常献立の一つとして提供するのではなく、子どもたちに馴染みのあるオリンピックにからめたイベント献立として提供したことで、世界の料理や食文化への興味をより強く持ってもらうことができた。また、ホームページや窓口、商業施設の店頭で配布することで、世界の料理や食文化について広く市民に知ってもらう機会を作ることができた。 給食センターでは、小学校と連携しながら食育教材を作成したことで、小学校と同様に生徒が食の情報に触れる機会を持ち、自分の食生活への関心や知識の習得を促すことができた。	引き続き、八王子にゆかりのある食材を使用した料理や郷土料理を取り入れ、八王子の歴史や文化に触れる機会を設けることで、郷土愛や感謝の心を育み、八王子の魅力を発見できるように取り組む。また地場農産物の給食への使用にも力を入れていく。 SDGsをテーマとした食育教材の作成に取り組み、子どもたちの「もったいない」の心を育む。 夏期休業期間等を活用した料理教室や給食室の調理体験などを通し、より多くの児童が調理に親しむ機会を得られるような方法を研究していく。また、ホームページ等を通じた料理レシピの提供等を継続し、家庭における食育の支援に取り組む。 中学生が調理の流れや食品ロスなどを学べる機会を設けるとともに、本市の食育の目標である「自分で弁当を作る子どもの育成」に取り組んでいく。また、給食センターを活用して、地域に向けた試食会や食育講座等を開催する。
					環境政策課	6月5日に開催を予定していた環境フェスティバルは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開催中止。秋ごろに開催場所を変更しての実施を検討中。 里山サポーター育成講座は、育成講座を9回、フォロー講座を3回、ステップアップ講座を2回実施予定。 環境保全活動を担う人材を育成するほか、その人材の活用を図る。また、講座等の内容を時代と市民のニーズに合わせる。	11月13・14・20・21日(4日間)で2021八王子環境フェスティバルを市民団体等との協働により実施した。 里山保全活動を担う人材の育成講座として、「里山サポーター育成講座」を開催した。10月から2月にかけて初心者向け講座を全8回実施し、14名が修了したほか、令和2年度以前の受講生を対象に、フォロー講座を3回、ステップアップ講座を2回実施した。	環境フェスティバルは、子どもたちを中心に体験等を通じて環境について学んでいただけだ。 里山サポーター育成講座では、事業開始時からこれまでに90名以上の受講生が修了した。また、地域の環境保全に取り組む市民団体へ新規加入した修了者もあり、今後も積極的な参加を期待したい。	6月5日に2022八王子環境フェスティバルの実施を予定している。 令和4年度より、環境教育支援の一環として、「みどりの学習」事業を開始する。
			環境に配慮した消費行動	環境に配慮した消費行動を推進するため、環境フェスティバルをはじめとする環境関連の各種イベント、講座を実施します。また、ごみの減量、リサイクルを推進するため、ダンボールコンポスト講習会や各種啓発活動、イベントなどを実施します。	ごみ減量対策課	さらなるごみの減量・資源化を図るため、ごみ・資源物の適正排出、3Rの取り組みを情報紙、市ホームページ、YouTube、イベント等で啓発していく。 ・各種イベントへの出展 ・広報特集号「ごみゼロ通信」(10月) また、ダンボールコンポスト講習会を実施する。(目標開催回数30回、参加者数延べ300名) 取組み始めてからのフォローを充実させ、取組み世帯の定着を図る。 さらに取り組む市民に講習会やイベントにかかわる機会を設け、普及協力者を増やしていく。	【情報紙・イベントでの啓発】 さらなるごみの減量・資源化を図るため、広報特集号「ごみゼロ通信」「海洋プラスチックごみ削減」、市ホームページ、YouTubeや「WEB消費生活フェスティバル」で、ごみ・資源物の適正排出、3Rの取り組みを啓発した。 啓発動画を作成し、本市YouTubeチャンネルへ登録、ホームページ上から閲覧できるようにした。 【ダンボールコンポスト等講習会】 あったかホール・市民センターにおいて、ダンボールコンポスト・コンポスターの講習会を開催。生ごみのたい肥化に取組む市民の増加を図った。 ・ダンボールコンポスト2講習会 40回開催 367人参加 ・コンポスター講習会 2回開催 13人参加	緊急事態宣言や新型コロナウイルス感染症感染拡大のため、イベントでの啓発はできなかったが、広報特集号、市ホームページ、YouTubeやWeb版消費生活フェスティバルで、広く市民に対して、ごみ・資源物の適正排出、3Rの取組の啓発を行った。 また、新型コロナウイルス感染症感染防止対策をしてダンボールコンポスト・コンポスターの講習会を実施し、環境に配慮した消費行動の啓発を行うことができた。	さらなるごみの減量・資源化を図るため、ごみ・資源物の適正排出、3Rの取り組みを情報紙、市ホームページ、YouTube、イベント等で啓発していく。 ・各種イベントへの出展 ・広報特集号「ごみゼロ通信」(10月) また、ダンボールコンポスト・コンポスター講習会を実施する。(目標開催回数計32回、参加者数延べ320名)更に、取組み始めてからのフォローを充実させ、取組み世帯の定着を図る。

			事業名	主な取り組み	課 名	令和3年度の取り組み予定 (内容・時期)	実績	自 己 評 価 (効果・期待)	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)
む 取 り 組 み					北野清掃工場 水再生施設課	新型コロナウイルス感染拡大の状況下でも可能な実施方法や感染防止対策を検討しながら環境教育・環境学習の推進を図る。	施設の見学や環境イベント出展等を通して、市内の小学生・市民・各種団体等に、環境関連施設の役割・意義を伝え、環境への意識の高揚を図ろうとしたが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため事業を縮小、または見合わせた。 市内公園から発生した剪定樹木を原料とした「木質バイオマスボイラー(愛称「ボカボカ足湯」)で再生可能エネルギーの普及啓発を図っているが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため約3か月間休止したこともあり利用者が減少した。 【令和3年度実績】 環境関連施設見学者数 北野清掃工場 12件 880名 北野ポンプ場 0件 職場体験実施者数 北野清掃工場 中止 北野ポンプ場 中止 明神町二丁目町会との協働花植え事業 4回実施 足湯稼働日数 148日 足湯利用者数 3,522名 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、環境フェスティバルの出展中止およびあったかホールまつりは開催中止。	新型コロナウイルス感染拡大の影響により事業が縮小、中止となったものの、令和2年度に比べ少しずつではあるが見学など実施することができた。 北野清掃工場休炉以降を見据え、市民・学校・近隣町会等との協働事業への転換も含め環境学習の体制、内容の継続を図る。	新型コロナウイルス感染拡大の状況下でも可能な実施方法や感染防止対策を検討しながら環境教育・環境学習の推進を図る。 【予定】 4月～6月…小学校見学対応 6月…環境フェスタ出展 あったかホールまつり(予定)
「統」【消費者教育の推進】2-1 自立し、行動する	「統」(3) 公正かつ持続可能な社会に向けた消費行動の支援		〔統〕環境に配慮した消費行動	〔統〕(環境に配慮した消費行動を推進するため、環境フェスティバルをはじめとする環境関連の各種イベント、講座を実施します。また、ごみの減量、リサイクルを推進するため、ダンボールコンポスト講習会や各種啓発活動、イベントなどを実施します。)	戸吹クリーンセンター	地元企業・町会、地域関連所管が一体となったイベントを実施し、ごみの減量・リサイクルを推進するため、啓発活動を行う。 ・戸吹クリーンフェスタ(10月) 環境関連の各種イベントに参加し、啓発活動を行う。 <参加イベント> ・環境フェスティバル ・あったかホールまつり(11月)	・戸吹クリーンフェスタは新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止したが、その代替措置として過去に出展、協賛された団体等の紹介をYouTubeで配信した。 環境関連の各種イベントに参加し、啓発活動。 <参加イベント> ・環境フェスティバル(新型コロナウイルス感染拡大防止により不参加) ・あったかホールまつり(新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止)	令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のためイベントがすべて中止となったが、YouTubeで動画配信することで地域のPRや環境学習の啓発活動を行うことができた。	地元企業・町会、地域関連所管が一体となったイベントを実施し、ごみの減量・リサイクルを推進するため、啓発活動を行う。 ・戸吹クリーンフェスタ(10月) 環境関連の各種イベントに参加し、啓発活動を行う。 <参加イベント> ・環境フェスティバル ・あったかホールまつり(11月)
		4	小中学校における環境学習	小中学校では、ごみや資源、自然や生命、エネルギーや地球温暖化、地域との連携など様々な形で環境教育に取り組みます。また、環境教育等の充実のため、公正かつ持続可能な社会の担い手を育む教育(ESD(*1))の視点を取り入れた教育活動を実施していきます。	教育指導課	「学校教育における環境教育基本方針(第二次)」に基づき、全市立小・中学校において、環境教育全体計画及び年間指導計画を作成し、環境教育を実施する。	「学校教育における環境基本方針(第二次)」に基づき、全市立小・中学校において、環境教育全体計画及び年間計画を作成し、環境教育を実施した。	全市立小・中学校において「環境教育の目標」を設定し、よりよい環境にするために行動力をもつ児童・生徒を育成する取組を行うことができた。	「学校教育における環境教育基本方針(第二次)」に基づき、全市立小・中学校において、環境教育全体計画及び年間指導計画を作成し、環境教育を実施する。 また、各教科等の指導の中でSDGsを位置付けて指導する。
		5【追補】	SDGsの推進	様々な社会の課題とSDGsとのつながりを知り、「持続可能な世界を築くためには、何をしたら良いのか。一人ひとりが、どのように目標達成に貢献できるのか」を考え、実行できる消費者市民を育みます。	消費生活センター	SDGsについて市内事業者等からの講師を招いた講座を実施し、市民のSDGsへの関心を高め、自らも行動できるような社会の一員を増やす。	・消費生活講座「エシカル消費講座」(12月)「SDGsと私たちの生活」(1月)の実施 参加者 68人	講座には多くの市民や市内事業者の参加も見られ、関心の高さがうかがえた。	エシカル消費講座・SDGsに関する講座を実施し、市民の関心を高めていく。 講座の周知と関連情報提供の時期を工夫して効果的な啓発を行う。
		教育	倫理的(エシカル)消費の啓発(*2)	障害者の作った製品やフェアトレード商品の購入など、人や社会・環境に配慮した消費行動を推進するため、倫理的(エシカル)消費関連の各種イベント、講座を実施します。 学習指導要領などに基づき、社会科、家庭科をはじめ、幅広い領域において消費者教育を実施します。	消費生活センター	他機関との連携や情報発信の方法を模索しながら、市民のエシカル消費への取組みを喚起する。	・東京都消費者月間実行委員会・八王子市消費生活啓発委員会と共催で、「一人ひとりの消費行動がSDGs達成に大いに寄与していけること」などについての講演会をオンライン配信で実施。 テーマ「これだけは知っておきたい! ひとりでもできるSDGs 」 講師 千葉 潔氏(国際連合広報センター知識管理担当) ・消費生活講座「エシカル消費講座」(12月)「SDGsと私たちの生活」(1月)の実施 参加者 68人 ・広報「消費生活特集号」(9/15)で「エシカル消費とは」を掲載 多くのイベントが新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止されたが、消費生活フェスティバルはWeb開催し、環境や食品ロスについて考える団体の紹介・発表を行った。	他機関と連携して講座を開催したり、市の広報紙で情報提供するなど、直接、間接的に市民へのエシカル消費への取り組みの周知が効果的にできた。	他機関との連携を継続し、市ホームページや消費生活ニュースなどを活用し、情報発信して市民のエシカル消費への取り組みを喚起する。 ・SDGs、エシカル消費に関する講座の開催 8月
					教育指導課	令和2年度に作成した副読本を活用する。	令和2年度に作成した八王子市ならではの消費者教育ができる副読本を活用し、社会科・家庭科等で活用して授業展開に役立てた。	市内の中学生が、消費者としての権利と責任、また自身の行動が環境や社会に与える影響について正しい知識と理解を含める助けとなった。	令和3年度に作成した副読本を活用する。

(※1) Education for Sustainable Developmentの略。 現代社会のさまざまな課題を自らの問題と捉え、身近なところから取り組むことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出し、それによって持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や活動のことを示します。

(※2) 障害者の作った製品、寄付付き商品、フェアトレード商品、エコ商品、リサイクル製品の購入など、消費者それぞれが、各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援したりしながら消費活動を行うことです。
(出典 消費者庁「倫理的消費」調査研究会中間とりまとめ～あなたの消費が世界の未来を変える～)

			事業名	主な取り組み	課 名	令和3年度の取り組み予定 (内容・時期)	実績	自 己 評 価 (効果・期待)	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)
【消費者教育の推進】 担い手の育成と資源の活用 2ー2 消費者教育推進の	(1) 消費者教育の担い手の育成	1	消費者教育の担い手の育成	消費者が生涯を通じて学べるよう、消費関連団体をはじめ、学校や地域の人材、消費者個人など、消費者教育の幅広い担い手を育成して行きます。	消費生活センター	消費者団体連絡会や消費生活講座等を実施し、活動支援や学習機会を提供する。 ・消費者団体連絡会：3回 ・消費生活講演会：3回 ・消費生活フェスティバル：2月(Web開催)	消費者団体連絡会を開催し、最新の情報交換を行った。また、消費生活フェスティバルをWebにより開催し、消費生活情報を提供したほか、各種講座を実施することにより、学習の機会を提供した。 ・消費者団体連絡会： 2回開催 ・消費生活フェスティバル：3/1～31 Web開催 ホームページ閲覧数 1,222件 ・出前講座(4回 66名) ・消費生活教育講座(1回 48名)	消費者団体の活動を進めるため、連絡会で最新の情報交換を行った。また、消費生活フェスティバルをWebで開催することにより、消費生活情報を長期にわたり提供することができた。そのほか、講座の実施により、消費者教育の担い手の育成につなげた。	消費者団体連絡会を開催し、最新の情報交換を行う。また、消費生活フェスティバルを開催し、消費生活情報を提供するほか、各種講座を実施することにより、学習の機会を提供する。 ・消費者団体連絡会： 3回開催 ・消費生活フェスティバル：2月 ・出前講座 ・消費生活教育講座：1回
		1	消費関連教育資料の開発と活用	自主的な学習活動の支援を行うため、消費生活に関連する図書・DVDなどの充実、啓発パンフレットや教材の開発等に努めます。また、消費生活に関する図書、DVD、ビデオなどの貸出を行います。	消費生活センター	引き続き、消費者教育に関する図書等の貸し出しの周知を図る。 また、消費者教育副読本については、成年年齢引き下げ等新たな課題の反映や資料のデジタル化を現場の教職員の意見を取り入れて作成する。	個人・団体への消費生活に関する学習の支援として、消費生活に関する図書やDVDの貸し出しを行い、その活用を促すため閲覧・貸出できる図書のデータベースを作成し、市ホームページに掲載。 また、消費生活に関する教育資料として、小・中学生向け消費者教育副読本を引き続き作成した。中学生向け副読本については、ページを追加して成年年齢引き下げ及びエシカル消費についての内容を、現場の先生の意見をもらいながら充実させた。さらに、冊子での配布の他、学習系ネットワークGoogleドライブにアップロードしてデータとしても活用できるようにした。 ・図書等貸し出し 3件 ・小学生向け消費者教育副読本「わたしたちのくらしと商店の仕事」5,000部作成(小学3年生配付) ・中学生向け消費者教育副読本「磨け！消費者力」5,000部作成(中学1年生配付) 教員用活用ガイド内容を更新して、全小学校・全中学校へ配付	図書等の貸出については、利用者が少ないため、管理及び周知等の方法が課題となっている。中学生向け副読本については、4月からの成年年齢引き下げを踏まえた内容及びエシカル消費に関する内容について、現場の先生の意見を反映しながら充実を図ったことにより、先生方の活用が促進されることが期待できる。	消費者教育副読本については、小学校、中学校それぞれのデジタル活用能力に沿って、関連事項のQRコード紹介や電子書籍化等を検討していく。
					生涯学習センター図書館	消費生活フェスティバルにあわせて、関連図書・チラシ・ポスターの展示・貸し出しを行う(2月)。	2月に館内でテーマ展示を実施し、関連資料の展示・貸出やポスター・チラシ等の展示などを行い、計35冊の資料が借りられた。	館内展示により、多くの来館者の目に触れさせて、PRすることが出来た。	関連図書・チラシ・ポスターの展示・貸し出しを行う(4月)。
【統一】消費者教育の担い手の育成と資源の活用 2ー2 消費者教育推進の	な「統一」消費者教育の担い手の育成と資源の活用 (2) 効果的な教育資料の開発・活用	2【追補】	デジタルの特性に合わせた教材開発の推進	市立学校における授業でのPC活用が標準になることで、教育教材のデジタル化が進んでいます。デジタルの特性を活かし、消費者教育の副読本を電子化し、子どもたちが消費生活を身近に捉え、賢い消費者として行動できるように努めます。	消費生活センター 教育指導課	小中学生向け消費者教育副読本の冊子について、教育現場と連携しデジタル化を進める。	資料作成委員会において委員からデジタル化についてのご意見をいただいた。 小学校ではワークブックとして紙媒体での発行の要望があり、中学校ではデジタル化を希望する意見があがり、今年度は冊子での配布の他、学習系ネットワークGoogleドライブにアップロードしてデータとしても活用できるようにした。	資料作成委員会を開催して、委員からデジタル化の具体的な要望を聴取しデジタル化を進めていく。	消費者教育副読本については、小学校、中学校それぞれのデジタル活用能力に沿って、関連事項のQRコード紹介や電子書籍化等を検討していく。
		(3) 消費者団体・事業者団体等との連携	消費者団体・事業者団体等との連携	行政の消費生活部門、教育機関や消費者団体だけでなく、事業者・事業者団体、民間機関など、消費者教育等を担いうる多様な団体・機関と連携し、それぞれの得意分野のノウハウを有効に活用していきます。	消費生活センター	消費者団体の企画提案事業実施の働きかけを行うとともに、民間機関の協力を得て、啓発チラシの配布を行う。 ・消費者団体連絡会：3回 ・消費生活フェスティバル：2月(Web開催)	消費者団体連絡会を開催し、最新の情報交換を行った。また、消費生活フェスティバルをWebにより開催し、消費生活情報を提供したほか、各種講座を実施することにより、学習の機会を提供した。そのほか、民間機関の協力を得て、啓発チラシの戸別配布を行った。 ・企画提案事業：応募なし ・消費者団体連絡会： 2回開催 ・消費生活フェスティバル：3/1～31 Web開催 ホームページ閲覧数 1,222件 ・パルシステム等と八王子・日野市協同で啓発チラシの作成と個配 ・アルプス、農協の店舗での消費生活ニュースの配架	事業者や民間団体との連携は、行政との役割分担し、消費生活ニュースなどのチラシの配架することができたため、市民への情報提供の場が増えた。	事務的な効率も検討しながら、連携を行って行く。
【消費者被害の防止・救済】 3ー1	(1) 相談・情報提供による消費者被害	1	消費者被害事例の情報提供	消費生活センターにおける相談内容に基づいて、類似被害の拡大防止のために、緊急被害情報や相談事例などを市広報、市ホームページなどで情報提供します。また、市役所内の電子掲示板に掲載し、関係所管に対しても市民への周知を呼びかけます。	消費生活センター	引き続き、国や東京都からの情報や市の相談事例などから緊急被害情報を市広報、市ホームページ、SNSなどで情報提供する。 また、市職員向け電子掲示板に掲載し関係所管から市民に周知されるよう呼びかける。	令和3年度は昨年度に引き続き化粧品をはじめとする定期購入に関する相談が多い傾向にあった。それらを含む注意喚起情報をポスター掲示、チラシ配布、消費生活ニュース等に掲載するなど市民への情報提供を行った。	相談事例から、注意喚起が必要な情報を様々な手段で市民に周知することができた。	引き続き、国や東京都からの情報やセンターへの相談事例などからの消費者被害情報を広く市民に情報提供するよう、市の広報紙やホームページなどを活用していく。
		2	悪質事例の情報提供	悪質な取引事例などについては市ホームページなどで情報提供し、注意喚起を行います。	消費生活センター	引き続き、悪質な取引事例などを市広報、市ホームページ、SNS、消費生活ニュースなどで情報提供を行う。 ・消費生活ニュース 毎月発行(4～3月号) ・広報「消費生活特集号」発行(9月1日号)	・令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大に関する相談は減少したものの、昨年に引き続き化粧品をはじめとする定期購入に関する相談が多い傾向にあった。それらを含む注意喚起情報をポスター掲示、チラシ配布、消費生活ニュース等に掲載するなど市民への情報提供を行った。 ・消費生活ニュース：毎月発行 12回 ・広報「消費生活特集号」発行(9月15日号)285,000部 点字広報23部、声の広報(テープ16部、デジター26部、CD32部)、カタログポケット4ページ(インターネット掲載)	相談事例から、注意喚起が必要な情報を様々な手段で市民に周知することができた。	引き続き、悪質な取引事例などを消費生活ニュースや広報特集号で取り上げ、広く市民に情報提供を行う。
		3	相談会の開催	消費者トラブルにあわないため、出張相談会などを開催します。出前講座やイベントなどの様々な機会での相談への周知を図ります。	消費生活センター	引き続き、東京都などと連携し多重債務110番や高齢者被害特別相談、若者のトラブル110番などを実施する。また、各種講座やイベントなどを始め高齢者見守り講座の案内の際、シニアクラブ連合会理事会定例会などで、消費生活センターの相談窓口の連絡先等の周知を図る。	東京都と下記特別相談を実施した。 ・多重債務110番 9月：2日間、3月：2日間 相談件数12件 ・高齢者の消費者被害特別相談 9月：3日間 相談件数27件 ・若者のトラブル110番 3月：2日間 相談件数3件 ・シニアクラブ連合会理事会定例会などで、高齢者見守り講座を案内の際、消費生活センターの相談窓口の連絡先等の周知を図った。	東京都と連携した多重債務110番、高齢者の消費者被害特別相談、若者のトラブル110番を実施し、事前に市の広報紙、市ホームページへの掲載、市の関係施設にポスター掲示、チラシ配布を行うことで相談者の掘り起こしを行った。 各種講座の開催時、参加者に消費生活センターのPRができた。	引き続き、東京都などと連携し多重債務110番、高齢者の消費者被害特別相談、若者のトラブル110番を実施する。 また、各種講座の開催時には参加者へ消費生活センター相談窓口の周知を図り、民生児童委員、シニアクラブ連合会等の会合に進んで出向いていき、講座の周知や消費生活センター相談窓口の周知を図る。

			事業名	主な取り組み	課 名	令和3年度の取り組み予定 (内容・時期)	実績	自 己 評 価 (効果・期待)	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)
消費者被害の防止・予防	戸の防止・予防の強化	4	啓発活動の推進	消費生活啓発推進委員会と連携し、消費者被害の未然防止のための啓発活動を行います。	消費生活センター	各フェスティバルを通じて消費者被害の未然防止に努める。また、消費生活啓発推進委員会との協働で「消費生活ニュース」や「くらしのレポート」を作成し、消費生活に関する知識の普及に取り組む。 ・環境フェスティバル：(新型コロナウイルス感染拡大防止により中止) ・生涯学習フェスティバル：10月 ・消費生活フェスティバル：2月(Web開催)	・広報「消費生活特集号」発行(9月15日号) ・消費生活ニュース 毎月発行 配架先をアルプス全店・農協全店・コープみらい3店舗、他にSNSで発信 ・くらしのレポート 3回発行 ・環境フェスティバル(不参加) ・生涯学習フェスティバル(オンライン開催には不参加) ・消費生活フェスティバル：3月(Web開催) ・成人式(若者の消費者被害防止のチラシ配布 2回)	イベントへの参加が出来ない状況下、可能な限り職員が式典などの機会に消費生活トラブル防止の啓発チラシを手配りした。 また、消費生活ニュースなどの配架先を大型店舗の事業所に広げた。	事務効率を高めながら、効果的な啓発を行う。
		5	成年後見制度等の制度周知	安心して消費生活を送ることができるように、成年後見制度や権利擁護に関するパンフレットの配布、講座の開催などにより、制度の周知を図ります。	福祉政策課	令和3年度事業計画として講演会3回、学習会10回開催予定。 パンフレットを増刷予定。	講演会 2回開催 参加人数 14名 学習会 6回開催 参加人数 64名 講演会、学習会共に新型コロナウイルス感染拡大状況を考慮し、開催回数を変更した。なお、学習会については感染症拡大防止対策として、定員を従来の半数で開催し、同様の内容で2回行った。また福祉・医療関係者にもオンライン会議(Zoom)で開催した。 パンフレット2000部増刷した。	新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、講演会、学習会共に人数を半分に制限して行ったほか、オンラインを活用した開催も行うことができた。前年度に比べ3回開催数を増やすことができた。今後も感染拡大防止に努めつながら、制度周知についてPRを行っていく。	令和4年度事業計画として講演会3回、学習会10回開催予定。 パンフレットを必要時増刷予定。

			事業名	主な取り組み	課 名	令和3年度の取り組み予定 (内容・時期)	実績	自 己 評 価 (効果・期待)	令和4年度の取り組み予定 (内容・時期)
【消費者被害の防止・救済】 3―2 消費者被害の救済	(1) 相談体制の充実による救済の強化	1	消費生活相談員による相談の実施	消費生活相談員による適切な相談対応を行い、被害の拡大防止・早期解決に努めます。必要に応じて、相談解決に向けて消費者と事業者のあっせんをします。	消費生活センター	引き続き、消費生活相談員による相談を実施し、消費者被害の拡大防止、早期解決に努めるほか必要に応じて事業者とのあっせんを行う。 消費生活相談員は、随時、研修等で専門的知識の向上を図る。	消費生活相談員による相談を実施し、消費者被害の拡大防止、早期解決に努めるほか必要に応じて事業者とのあっせんを行った。 消費生活相談件数は4,436件(前年度4,827件△8.1%)となった。令和3年度は新型コロナウイルス感染拡大に関する相談は減少したものの、昨年に引き続き化粧品をはじめとする定期購入に関する相談が多い傾向にあったが、全体としては391件の減少となった。	消費生活相談員の適切な相談対応により、消費者被害の拡大防止や早期解決につながった。	引き続き消費生活相談員による相談を、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら実施し、消費者被害の拡大防止・早期解決に努めるほか、必要に応じて事業者とのあっせんを行う。 消費生活相談員は随時専門研修等へ参加し専門的知識の向上を図る。
		2	多重債務相談の実施	多重債務相談については、消費生活センター及び多重債務問題庁内連絡会でよりきめ細かい対応をします。	消費生活センター	引き続き、消費生活相談員による相談を実施する。 必要に応じて、法テラスや弁護士会の多重債務相談を紹介し解決につなげる。	消費生活相談員による相談を実施し、必要に応じ法テラスや弁護士会、クレジットカウンセリング協会等の多重債務相談を紹介し解決につなげた。 ・相談件数 83件(前年度相談件数 70件、18.6%) ・多重債務問題庁内連絡会 11月29日 15課22名参加(全体17課)	消費生活相談員による相談を実施し、必要に応じて法テラスや弁護士会の多重債務相談を紹介し解決につなげた。	引き続き、消費生活相談員による相談を実施する。 必要に応じて、法テラスや弁護士会の多重債務相談を紹介し解決につなげる。
		3	専門的な相談の実施	弁護士会などとの連携による専門的な相談を積極的に実施します。	消費生活センター	引き続き、弁護士による消費生活法律相談を実施する。 ・弁護士相談 月2回予定	弁護士による消費生活法律相談を毎月実施した。 ・相談件数 24回 118件	弁護士会などとの連携により、消費者トラブルに陥っている市民の救済強化が図られた。	引き続き、弁護士による消費生活法律相談を実施する。 ・弁護士相談 月2回 24回
					市民生活課	引き続き、年間を通して無料法律相談の実施や専門機関の紹介を行っていく。 また庁内連絡会を通じて他所管とも連携をしていく。 ・総合市民相談会 令和4年(2022年)1月実施予定	年間を通して無料法律相談の実施や専門機関の紹介を行った ・総合市民相談会 令和4年(2022年)1月実施	年間を通して無料法律相談の実施や専門機関の紹介を行った。 【令和3年度(2021年度)相談予約件数】 法律相談予約 1,559組	引き続き、年間を通して無料法律相談の実施や専門機関の紹介を行う。 ・また庁内連絡会を通じて他所管とも連携をしていく。 ・総合市民相談会 令和5年(2023年)1月実施予定
		4	特別相談の実施	東京都と連携し、多重債務・インターネット・賃貸住宅などの特別相談を行います。	消費生活センター	引き続き、東京都などと連携し、多重債務110番や高齢者被害特別相談、若者のトラブル110番などを実施する。	東京都と下記特別相談を実施した。 ・多重債務110番 9月:2日間、3月:2日間 相談件数12件 ・高齢者の消費者被害特別相談 9月:3日間 相談件数27件 ・若者のトラブル110番 3月:2日間 相談件数3件 ・シニアクラブ連合会理事会定例会などで、高齢者見守り講座を案内の際、消費生活センターの相談窓口の連絡先等の周知を図った。	東京都と連携した多重債務110番、高齢者の消費者被害特別相談、若者のトラブル110番を実施し、事前に市の広報紙、市ホームページへの掲載、市の関係施設にポスター掲示、チラシ配布を行うことで相談者の掘り起こしを行った。	引き続き、東京都などと連携し多重債務110番、高齢者の消費者被害特別相談、若者のトラブル110番を実施する。
	(2) 関係機関と連携した事業者指導	1	悪質事業者の公表・指導	国、東京都、警察、弁護士会などと連携し、悪質事業者への指導、勧告、事業者名の公表などを行い、不適正な取引行為を防止します。	消費生活センター	引き続き、国や東京都などの関係機関と連携し、悪質事業者への指導などを実施する。	警察署、東京都からの照会に対し、相談情報の提供を実施した。 東京都 12件 警察署 8件	警察や東京都と連携し、悪質業者による不適正な取引行為の防止につなげた。	引き続き、国や東京都などの関係機関と連携し、消費者被害の防止に努める。
		2	商店会、商工会議所との連携	商店会、商工会議所と連携し、事業者に対する指導の徹底を図ります。また、事業者に対する啓発活動を積極的に実施するとともに、中核市移行で権限委譲された「計量業務」を実施する機会を利用し、個人営業店を含めた事業者との情報交換及び情報収集を積極的に行い、事業者指導に向けて連携を図ります。	消費生活センター	スーパーマーケットや専門店を対象に商品量目立入検査を実施し、事業者から得た計量方法等に関する情報を活用し、他の事業者へ周知・啓発を行う。 立入検査実施時期:(前期)6月～8月 (後期)10月～12月	商品量目立入検査については、新型コロナウイルス感染拡大防止により中止としたが、代わるものとして、クイズ形式による量目関連チラシを作成・配付し、啓発・情報提供を行った。 【立入検査】 新型コロナウイルス感染拡大防止により中止	新型コロナウイルス感染拡大防止により商品量目立入検査を中止したため、事業者との情報交換等はできなかったが、量目関連チラシの配付により、改めて正確な計量の重要性を伝えることができた。	スーパーマーケットや専門店を対象に商品量目立入検査を実施し、事業者から得た計量方法等に関する情報を活用し、他の事業者へ周知・啓発を行う。 立入検査実施時期:(前期)6月～8月 (後期)10月～12月
		1	相談員の専門的知識の向上	(独)国民生活センターなどの関係機関による研修へ計画的に参加し、相談員の専門的知識の向上を図ります。研修後は消費生活センターや市役所内関係課へのフィードバックにより、専門的知識や最新知識の共有に努めます。	消費生活センター	引き続き、(独)国民生活センターや東京都等が実施する研修に参加し、消費者教育や消費者被害の防止などに役立つよう相談員の専門的知識の向上を図る。	(独)国民生活センターや東京都等が実施する研修に積極的に参加し、終了後に受講した相談員が全相談員へ報告することで情報共有を図った。 ・国民生活センター研修 12講座 延23名 ・東京都研修 16講座 延44名 ・その他 1講座1名	(独)国民生活センターや東京都等が実施する専門的な研修に相談員が参加することで、消費生活相談対応のスキルアップにつながった。	引き続き、(独)国民生活センターや東京都等が実施する専門的な研修に参加し、消費生活相談員の相談業務に係る専門的知識の向上を図る。